

第4回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月15日(火) 午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所 第5大会議室

3 出席委員(21人)

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
3番	出穂	真奈美
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
7番	小田	博
8番	秋山	孝
10番	西村	隆裕

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員(1人)

9番	森本	鉄之
----	----	----

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

それでは第4回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、推進6番 森本 鉄之 委員より欠席の連絡がありました。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は9名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、7番 宮内 昭壽 委員、8番 藤本 準一 委員、にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

事務局

それでは、議案第1号 「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は1件でございます。

それではご説明いたします。参考資料としてお付けしている位置図も併せてご覧ください。

本件は、所有権の移動による申請です。

申請者ですが、譲受人は申請地のそばにお住まいの無職の個人で、譲渡人は埼玉県に住まいする無職の個人です。

申請のあった土地は、大字立野地内の市役所周防出張所から南約1kmに位置する1筆で、登記地目は畑、面積は139㎡の自作地です。

譲受人は自宅の建築に当たり、既存の進入路では建築作業用車両が入れないため、隣接する譲渡人が所有する申請地を譲り受け新たに進入路を整備しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件として、立地基準と一般基準があります。まず、立地基準ですが、農地を営農条件、市街地化の状況から判断し5種類に区分し優良な農地の転用を厳しく制限しております。

まずは「農地の区分」です。

本件について、小規模集団内の農地であり、第1種第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断いたします。第2種農地は事業に供するための土地が他にない場合に許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、進入路であり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が進入路であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、田村 尚利 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

田村 尚利 委員、補足説明をお願いします。

1 番

補足は特にございませぬ。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告事項をお願いします。

事務局

それでは、報告第1号、及び第2号は一括して説明申し上げます。

まず報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづきまして、報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員ほか2名の委員と、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

説明は以上です。

議長

只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの

で、御了解いただきたく存じます。

以上で第4回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和2年9月15日開催の第4回光市農業委員会総会の議事録である。

令和2年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印